

くにびき農産物直売コーナー出荷者協議会規約

第1章 総則

(目的)

- 第1条** 本協議会は、くにびき農産物直売コーナーにおいて、自らの農産物・加工品を地域消費者に新鮮で良質、安全・安心なものを供給し、農業の活性化と消費者との交流の場作りを目指す。
- また、本協議会会員相互の農業生産意欲の向上と技術向上を図ることを目的とする。

(名称)

- 第2条** 本協議会は「くにびき農産物直売コーナー出荷者協議会」と称する。

(事業)

- 第3条** 前条の目的達成の為に、次の事業を行う。
1. 生産および販売に必要な資料・情報に関する事。
 2. 会員相互の連絡・協調に関する事。
 3. 講習会および研修会の開催。
 4. 先進地視察。
 5. その他目的達成に必要な事項

(事務局)

- 第4条**
- 1 本協議会の事務局はくにびき地区本部営農経済部園芸産直課におく。
 - 2 営農経済部園芸産直課は、協議会の円滑な活動を行う為、各支部・支店・店舗の調整・指導を行うとともに、会員の登録・会費の徴収・販売代金の精算等の事務を行う。
 - 3 JAグリーン店長・グリーンショップ担当者は支部・店舗の円滑な運営を行う為、会員の調整・指導を行う。

第2章 会員

(資格)

第5条 本協議会の会員は、くにびき農産物直売コーナー出荷者協議会に登録した者とする。

(加入・継続)

第6条 本協議会への加入登録・会員継続は、『くにびき農産物直売コーナー出荷者協議会会員規程』(以下『出荷者協議会会員規程』という)により規定する。

(脱退)

第7条 本協議会からの脱会は、『出荷者協議会会員規程』により規定する。

(除名)

第8条 本協議会からの除名は、『出荷者協議会会員規程』により規定する。

第3章 役員

(役員の数)

- 第9条**
- 1 本協議会には会長・副会長数名(営農経済部部長及び女性役員を含む)・支部長・副支部長・監事2名を置く。
 - 2 会長・副会長は役員の中より互選により選出する。
 - 3 監事2名については、会員の中より役員会において選出し代議員総会に諮る。
 - 4 女性役員候補者は、女性の意向を踏まえ役員会で検討し決定する。

(役員の変更)

- 第10条**
- 1 役員任期は2年とし、ただし再任を妨げない。補欠により選出された者は、前任者の残任期間までとする。

第4章 総会

- 第11条** 1 総会はこの出荷者協議会の最高意志決定機関とし、代議員により構成する。
- 2 協議会は、毎事業年度1回通常総会を招集する。また、必要に応じ臨時総会を招集することができる。総会は少なくとも10日前までに日時・場所・目的を代議員に通知しなければならないものとする。
- 3 総会は代議員の過半数により成立し、議事は出席者の過半数をもって決議し可否同数の時は、議長がこれを決定する。総会の議長は出席した会員の中から選出する。
- 4 (役員会)
- ① 役員会は会長・副会長(営農経済部部長及び女性役員を含む)・支部長・副支部長をもって構成し、総会で決議された事項を運営執行する。
- ② 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- ③ 役員会は構成員の過半数をもって成立し、議長は会長がこれにあたる。
- 5 (支部)
- ① この出荷者協議会は、その活動を円滑に運営するため、店舗単位の支部組織とする。
- ② 支部は円滑な運営を行なうため、支部長・副支部長・代議員をもって構成し総会・役員会・支部会で決議された事項を運営執行する。
- ③ 支部長・副支部長は当該支部の会員の中より代議員が選出する。
- 6 (代議員)
- ① 代議員数は、支店及び店ごとにおおむね会員20名に対し1名の割合により選出する。
- ② 代議員は、当該支店管内会員の互選により選出する。
- ③ 代議員は、協議会の目的達成の為、地区内の会員相互の円滑な運営を行う。
- 7 会長、支部長事故ある時は副会長、副支部長はこれを代行する。

(総会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は総会において議決する。

1. 規約の変更
2. 事業報告・決算
3. 事業計画・予算
4. 役員を選任
5. その他会員が必要とする事項

第5章 会費および会計

(会費)

第13条 本協議会の年会費は、『出荷者協議会会員規程』に規定する。

(経費)

第14条 本協議会の経費は、会費および助成金をもってこれをあてる。

(事業年度)

第15条 本事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(規約・規程・要項の取扱)

第16条 規約・規程・要項の取扱は以下のとおりとする。

文 書 名	改 定 方 法
出荷者協議会規約	出荷者協議会代議員総会による協議及び承認
出荷者協議会会員規程	役員会による協議及び承認
管理・運営要項、出荷手順	事務局、役員会等関係者による協議及び承認

(顧問の選任)

第17条 この出荷者協議会に顧問をおくことが出来る。顧問は役員会において選出し総会に諮る。

(附則)

1. この規約は平成10年11月24日より施行する。
2. この規約は平成14年 2月25日より改正施行する。
3. この規約は平成16年 2月20日より改正施行する。
4. この規約は平成18年 2月28日より改正施行する。
5. この規約は平成19年 3月 1日より改正施行する。
6. この規約は平成23年 2月25日より改正施行する。
7. この規約は平成25年 2月22日より改正施行する。
8. この規約は平成27年 3月 2日より改正施行する。